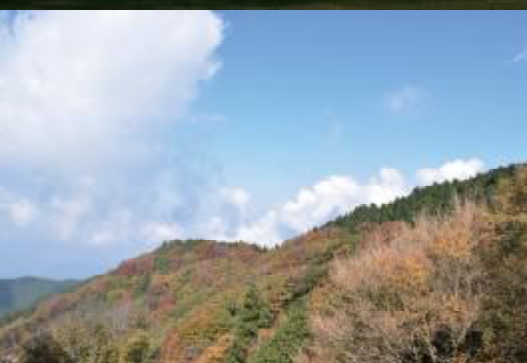




都市景観ビジョン・大阪



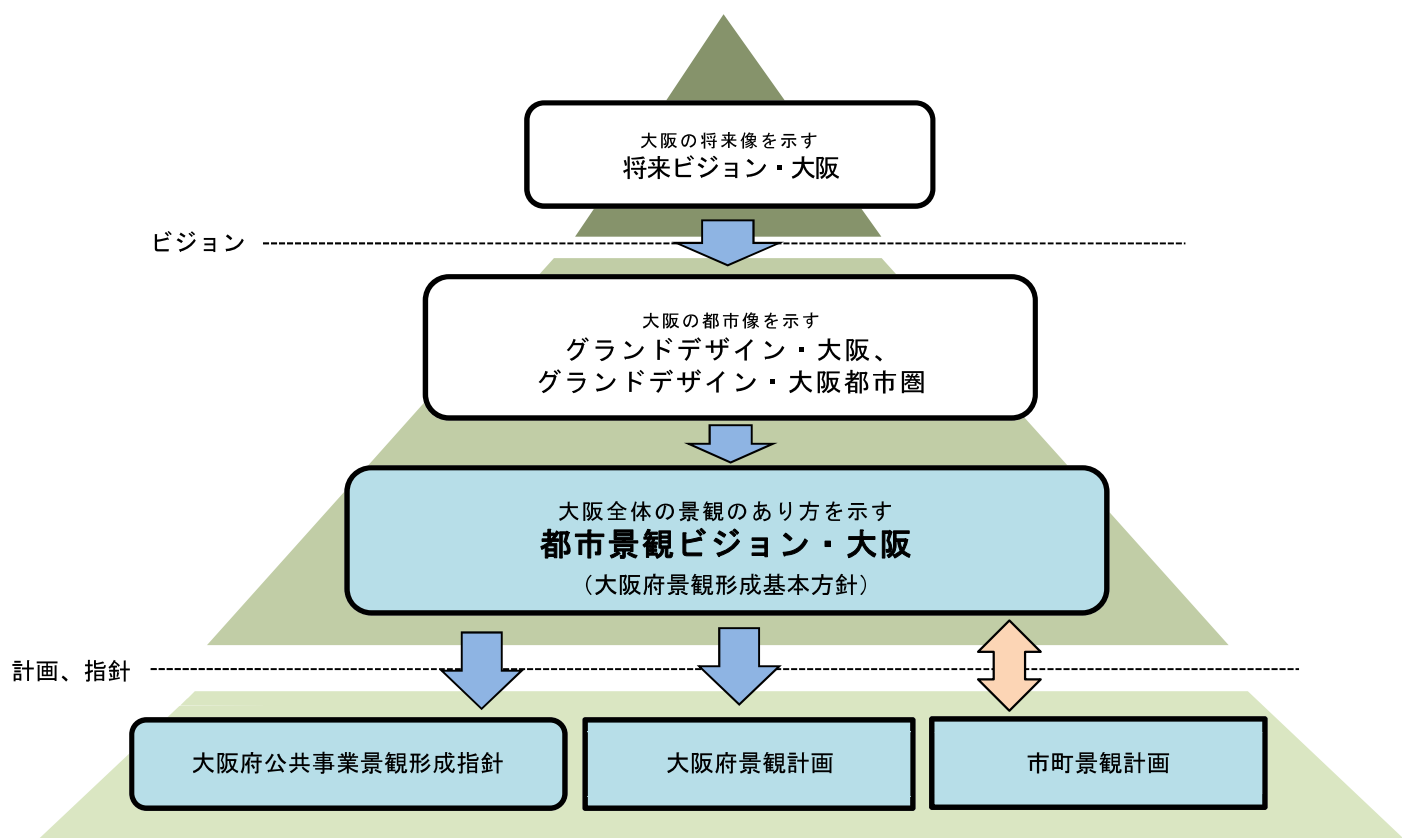
大阪府
平成 30 年 1 月

都市景観ビジョン・大阪の位置付け	P1
I はじめに	P2
II 大阪の景観特性	P4
III 大阪の主な景観上重要な要素	P8
IV 景観形成に関するこれまでの取組み	P10
V 大阪がめざす景観づくり	P12
VI 大阪がめざす景観づくりの方向性	P14
VII 景観特性に応じた取組方針	P16
VIII 実現に向けた視点と取組み	P19
IX 景観まちづくりの推進体制	P26
X フォローアップと評価・検証	P26

都市景観ビジョン・大阪の位置付け

本ビジョンは、大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項等を定めたものです。

また、「将来ビジョン・大阪」「グランドデザイン・大阪」「グランドデザイン・大阪都市圏」をはじめとする様々な上位・関連計画と連携、整合を図ります。



■ 策定にあたって

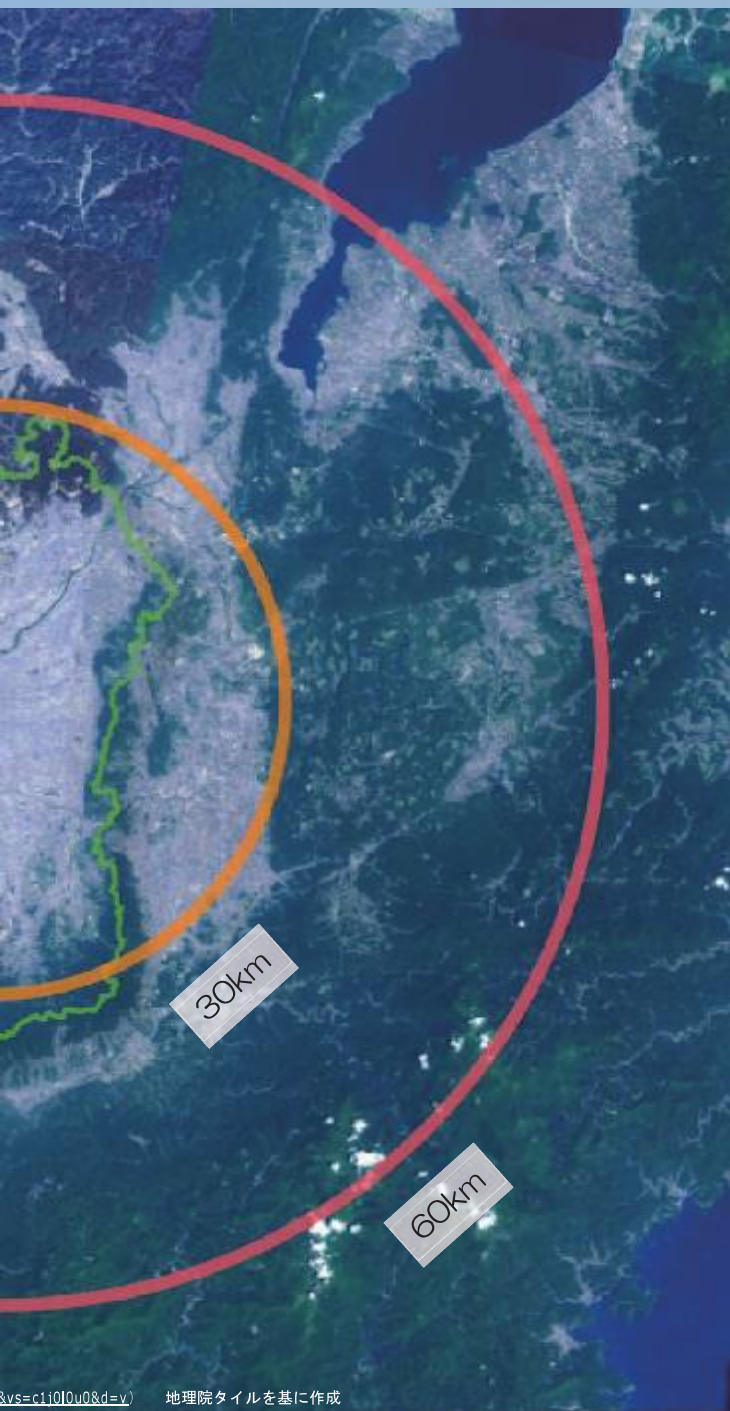
- 大阪の都市像を示すグランドデザイン・大阪、グランドデザイン・大阪都市圏では、「圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造」を基本目標としており、その中で、みどりや水辺など、圧倒的な都市魅力と品格ある都市景観と、歴史・文化を身近に感じ、住み、働き、学び、楽しめる都市を実現するとしています。
- 大阪・関西を訪れる外国人観光客が年々増加しており、また、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた取組みや、2025 日本万国博覧会や IR(統合型リゾート) の誘致活動を契機として、歴史文化、都市インフラ、大都市としての夜間景観など、様々なストックやポテンシャルを活かした未来に向けた魅力ある景観づくりの絶好の機会となっています。
- 社会の成熟に伴い、近年、府民の景観に対する関心の高まりや意識の向上により、各地域で独自の景観形成の取組みが見られるようになりました。
- 地方分権により景観行政団体となる市町村が増加し、市町村独自の景観形成が進む一方で、行政区域を越えた広域的な景観形成が課題となっています。
- 大阪府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を示すものとして、新たな都市景観ビジョン・大阪を策定します。



出典 国土地理院ウェブサイト (<http://maps.gsi.go.jp/2f/35.746512,138.867188&z=5&base=std&is=Indst>)



大阪湾の眺め



地理院タイルを基に作成

■ 大阪の景観とは

○大阪府は三方を山に囲まれ、西には大阪湾を中心とした自然が身近に感じられる地形の中で、都心部を中心として放射状に市街地化が進み、近畿圏の中心として経済発展してきました。府域を一望できる場所が多く、また、京都、神戸、奈良など近隣都市へのアクセスもよい、恵まれた環境にあります。

○大阪の景観は、都心部の大都市景観のみならず、少し離れた郊外地域の田園風景までも併せ持つ非常に多彩な魅力にあふれたものとなっています。また、古代の歴史資源から近代的な景観資源など多種多様なものが積み重なりあうコラージュ都市としての景観を形成しています。

○大阪には鳥の目から見る広域的な景観資源から、虫の目から見る地域の身近な景観資源まで様々な景観資源であふれています。



市街地の景観



大阪湾の景観



里山の景観



都市部の景観

三方を山に囲まれた大阪の景観



Ⅱ 大阪の景観特性 ～地形特性～



北摂山系



生駒山系



金剛・和泉葛城山系



淀川沿岸



大和川沿岸



大阪湾

■ 地形特性

大阪は三方を北摂、生駒、金剛・和泉葛城の山々に囲われており、淀川、大和川、石川の河川が流れ西の大阪湾へと流れ込んでいます。大阪の中心には山々を借景とした大阪平野や丘陵があります。



■ 東西断面のイメージ

大阪湾から生駒山系に掛けて大阪平野が広がっています。東部に位置する生駒山系は勾配が急であるため平野部から視認しやすくなっています。

西

東

大阪湾

上町台地

大阪平野

生駒山系

■ 南北断面のイメージ

北部に位置する北摂山系は扇状地から山麓部にかけて奥行きのある空間となっています。南部に位置する金剛・和泉葛城山系は、山麓部や丘陵、山間部の集落が一体となった空間が広がります。

北

南

北摂山系

千里丘陵

淀川

上町台地

大和川

泉北丘陵

金剛・和泉葛城山系

Ⅱ 大阪の景観特性 ～歴史特性～

■ 歴史特性

歴史的街道が張り巡らされており、寺内町等の多くの歴史・文化遺産があります。また、巨大な古墳群、城郭、近代建築物群など古代から現在に至るまでの歴史的資源に恵まれています。



百舌鳥古墳群(堺市提供)



四天王寺



富田林寺内町



竹内街道



大阪城



大阪市中央公会堂

■ 大阪の地形の成り立ち

縄文時代前半
約 7000 年～8000 年前



上町台地が半島のように突き出し、その東に河内湾と呼ばれる内海が広がっていました。

弥生時代後期～古墳時代前期
約 1800 年～1600 年前



天満長柄の砂州が北へ伸びきって河内平野への海水の流入をさえぎり、河内湖となりました。

江戸時代～明治時代
約 400 年～120 年前



江戸時代以降、大阪湾は埋め立てがなされ、市街地が大阪湾の方へ広がりました。

現代



昭和以降の戦後復興や高度経済成長期に更に埋め立てがなされ現在の海岸線に至ります。

Ⅱ 大阪の景観特性 ～都市・インフラ特性～



国道171号



大阪中央環状線



大阪外環状線



千里インターチェンジ周辺



関西国際空港



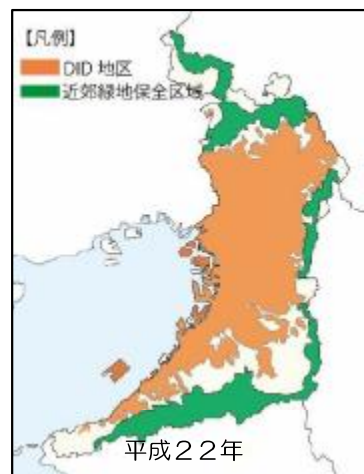
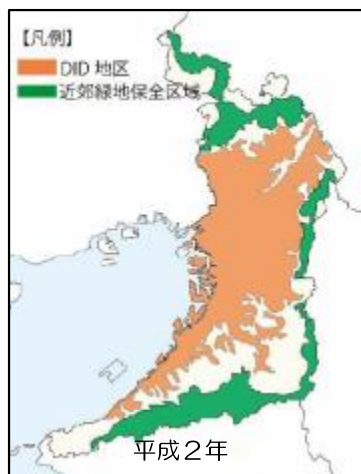
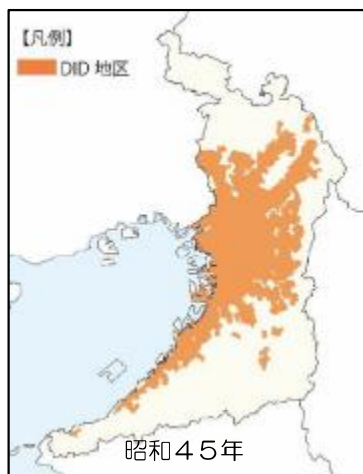
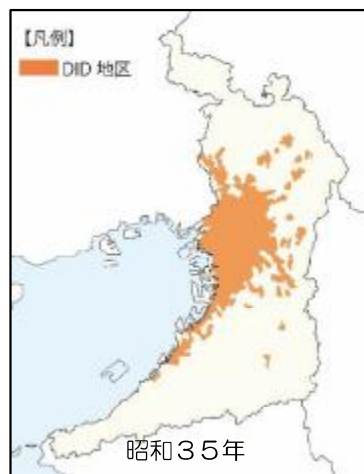
大泉緑地

■ 都市・インフラ特性

商業業務等の機能が集積する都心を中心に、京都、神戸、奈良、和歌山等に向け放射状に都市軸（道路等）が広がっており、これらをつなぐ環状の都市軸が発達しています。公園等の水・緑の拠点では人々に潤いとやすらぎを与え、関西国際空港等の交通の拠点を中心として都市が形成されています。



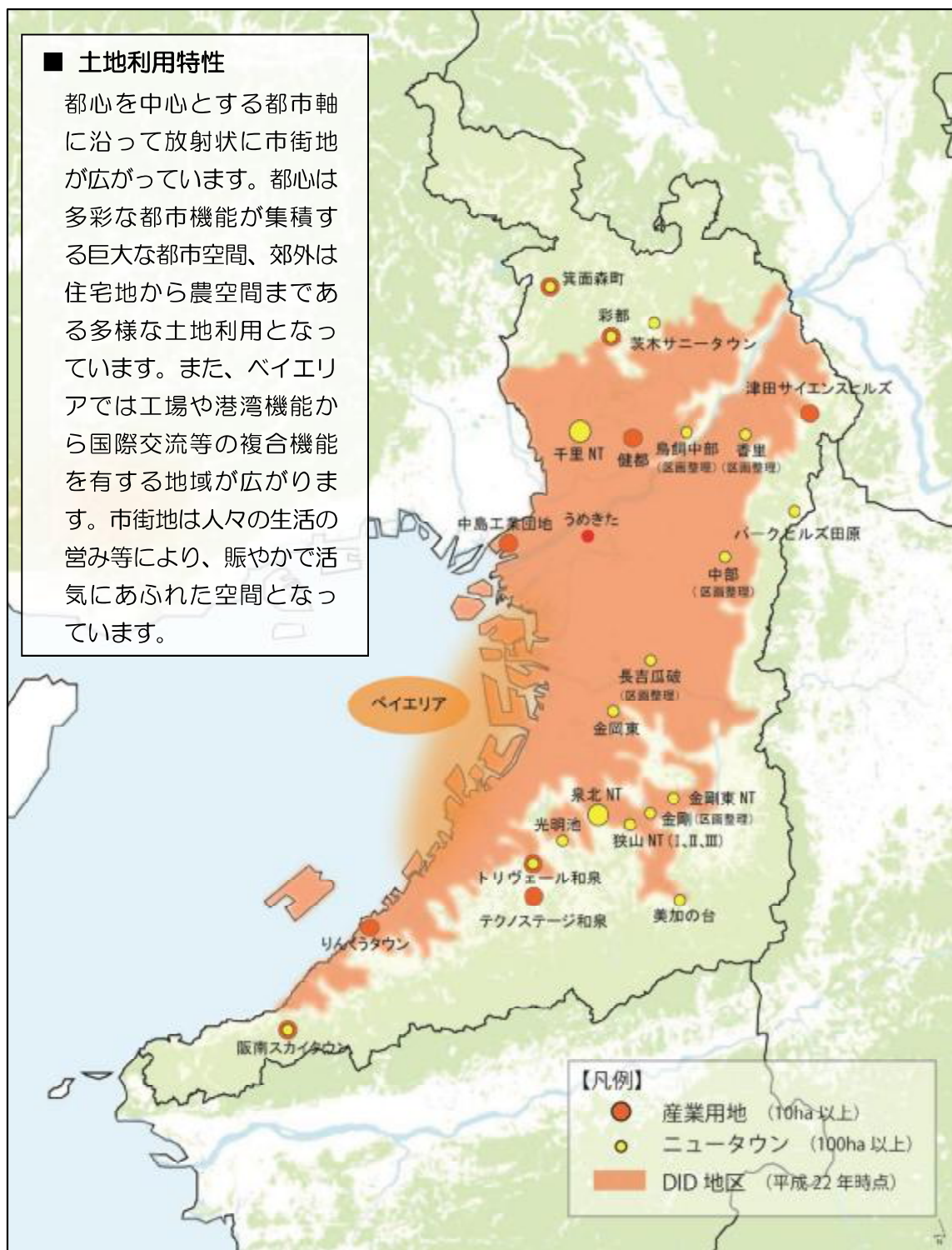
■ 市街地の広がり（DID地区の変遷） ※国土数値情報を基に作成



Ⅱ 大阪の景観特性 ～土地利用特性～

■ 土地利用特性

都心を中心とする都市軸に沿って放射状に市街地が広がっています。都心は多彩な都市機能が集積する巨大な都市空間、郊外は住宅地から農空間まである多様な土地利用となっています。また、バイエリアでは工場や港湾機能から国際交流等の複合機能を有する地域が広がります。市街地は人々の生活の営み等により、賑やかで活気にあふれた空間となっています。



■ 人々の生活景



Ⅲ 大阪の主な景観上重要な要素

	地形特性	歴史特性
大景観 鳥の目の景観  小景観 虫の目の景観	□山並み、自然公園 ・北摂山系 ・生駒山系 ・金剛・和泉葛城山系 ・明治の森箕面国定公園 ・金剛生駒紀泉国定公園 □海岸、大河川 ・大阪湾 ・淀川 ・大和川 ・石川 □平野、丘陵、台地 ・大阪平野 ・千里丘陵 ・泉北丘陵 ・羽曳野丘陵 ・泉南丘陵 ・上町台地 ・五月山（池田市） □中小河川 ・箕面川 ・安威川 ・千里川 ・芥川 ・神崎川 ・天野川 ・恩智川 ・寝屋川 ・旧淀川（大川・堂島川） ・道頓堀川・土佐堀川・木津川 ・西除川 ・原川 ・長瀬川 ・飛鳥川 ・男里川 ・松尾川 ・陶器川 ・牛滝川 □滝、池等 ・箕面の滝（箕面市） ・摂津峡（高槻市） ・狭山池（大阪狭山市） □古樹、銘木、棚田、農地 ・長谷の棚田（能勢町） ・下赤阪の棚田（千早赤阪村） ・初谷川周辺（豊能町） ・慈眼寺（野崎観音）周辺のみどり（大東市） ・若山神社ツブラジイ林（島本町） ・萱島駅の大楠（寝屋川市） ・薫蓋クス（門真市） ・四條畷楠木正行墓のくす（四條畷市） ・奥家の棕（岸和田市） ・塔原町のサクラ（岸和田市） ・吉井町のエノキ（岸和田市）	□歴史的街道 ・西国街道 ・東高野街道 ・竹内街道 ・西高野街道 ・能勢街道 ・暗峠奈良街道 ・京街道 ・熊野街道 ・紀州街道 ・高野街道 ・亀岡街道 □古墳群、寺内町等 ・百舌鳥・古市古墳群（堺市・藤井寺市・羽曳野市） ・高安千塚古墳群（八尾市） ・富田寺内町（高槻市） ・久宝寺寺内町（八尾市） ・富田林寺内町（富田林市） ・堺環濠都市地域（堺市） ・芥川宿（高槻市） ・枚方宿（枚方市） ・守口宿（守口市） ・信達宿（泉南市） ・山中宿（阪南市） ・本町、船場の町割り（大阪市） ・私市周辺（交野市） ・布忍神社周辺（松原市） ・葛井寺周辺（藤井寺市） ・道明寺周辺（藤井寺市） ・駒ヶ谷地区（羽曳野市） ・叡福寺周辺（太子町） ・金山古墳（河南町） ・煉瓦館周辺（熊取町） □城郭、寺社仏閣、その他の歴史的建造物 ・難波宮跡（大阪市） ・大阪城（大阪市） ・岸和田城（岸和田市） ・千早城跡（千早赤阪村） ・住吉大社（大阪市） ・四天王寺（大阪市） ・滝谷不動尊（富田林市） ・大阪市中央公会堂（大阪市） ・大阪府立中之島図書館（大阪市） ・太陽の塔（吹田市）

■ 大景観（鳥の目の景観）とは

○大阪を形づくる自然の地形など、大阪の景観の骨格となるもの

○府域を超えるなど、複数の行政区域にまたがる連続性のある眺望の対象となるもの

都市・インフラ特性	土地利用特性	
□広域幹線道路等 ・新名神高速道路 ・阪神高速 ・近畿自動車道 ・国道171号 ・国道26号 ・大阪外環状線 ・国道423号 ・御堂筋（大阪市） ・名神高速道路 ・第二京阪道路 ・阪和自動車道 ・国道1号 ・大阪中央環状線 ・国道309号 □鉄軌道 ・阪急電鉄 ・京阪電気鉄道 ・近畿日本鉄道 ・大阪市交通局 ・泉北高速鉄道 ・水間鉄道 ・阪神電気鉄道 ・南海電気鉄道 ・西日本旅客鉄道 ・北大阪急行電鉄 ・阪堺電気軌道 ・能勢電鉄 ・大阪高速鉄道 □大規模公園等 ・万博記念公園（吹田市） ・鶴見緑地（大阪市・守口市） ・久宝寺緑地（大阪市・東大阪市・八尾市） ・長居公園（大阪市） ・箕面公園（箕面市） ・寝屋川公園（寝屋川市） ・枚岡公園（東大阪市） ・住之江公園（大阪市） ・錦織公園（富田林市） ・石川河川公園（富田林市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・河南町） ・長野公園（河内長野市） ・二色の浜公園（貝塚市） ・りんくう公園（泉佐野市・田尻町・泉南市） ・泉佐野丘陵緑地（泉佐野市） ・せんなん里海公園（阪南市・岬町） ・服部緑地（豊中市・吹田市） ・大泉緑地（堺市・松原市） ・山田池公園（枚方市） ・深北緑地（寝屋川市・大東市） ・中之島公園（大阪市） ・住吉公園（大阪市） □港湾、空港 ・大阪港（大阪市） ・阪南港（忠岡町・岸和田市・貝塚市） ・関西国際空港（泉佐野市・田尻町・泉南市） ・大阪国際空港（池田市・豊中市） ・八尾空港（八尾市） ・堺泉北港（堺市・高石市・泉大津市） □ダム ・箕面川ダム（箕面市） ・滝畑ダム（河内長野市） ・安威川ダム（茨木市） □駅、地下街、橋梁 ・大阪駅（大阪市） ・キタ（大阪市） ・港大橋（大阪市） ・田尻スカイブリッジ（田尻町） ・ミナミ（大阪市） ・淀屋橋（大阪市）	□NT、工業用地、田園地域等 ・千里NT（豊中市・吹田市） ・泉北NT（堺市・和泉市） ・津田サイエンスヒルズ（枚方市） ・テクノステージ和泉（和泉市） ・りんくうタウン（泉佐野市・田尻町・泉南市） ・中島工業団地（大阪市） ・堺泉北臨海コンビナート（堺市・高石市・泉大津市） ・健都（吹田市・摂津市） ・箕面森町（箕面市） ・彩都（茨木市・箕面市） ・阪南スカイタウン（阪南市） ・日根荘大木地区（泉佐野市） ・USJ（大阪市） ・心斎橋筋商店街（大阪市） □超高層ビル群 ・うめきた（大阪市） ・OBP（大阪市） ・中之島西部（大阪市） □大規模建築物 ・さきしまコスモタワー（大阪市） ・あべのハルカス（大阪市） ・梅田スカイビル（大阪市） ・りんくうゲートタワービル（泉佐野市）	大景観 鳥の目の景観  小景観 虫の目の景観

■ 小景観（虫の目の景観）とは

○地域の歴史、自然、文化等と一体となった人々に親しまれるようなもの

○周囲の景観に大きな影響を与えるような拠点としての景観を特徴づけるもの

Ⅳ 景観形成に関するこれまでの取組み

1 大阪府景観条例・景観法に基づく取組み

- 平成 10 年に大阪府景観条例を策定し、全国的にも早い段階から景観行政に取り組んできています。
- 景観法制定以降は、大阪の景観特性を踏まえて広域的な観点から「大阪府景観計画」を策定し、大阪の景観を特徴づける軸（道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸）を、景観計画区域として指定し、大規模建築物等の届出による良好な景観の形成に努めてきました。
- 今後も良好な景観形成や、賑わいや魅力ある都市空間を創造していくため、引き続き景観法・景観条例を活用した取組みを進める必要があります。

2 市町村の支援に関する取組み

- 平成 8 年に大阪府及び市町村で構成する「大阪府景観形成誘導推進協議会（旧名称：大阪府建築美観誘導推進協議会）」を設置し、景観行政に関する規制や事業方針の立案等に関し、相互の理解と把握及び協力、調整を行うための情報交換、協議等を行ってきました。
- 16 の市町（平成 29 年度時点）が景観行政団体となり、地域に根差した景観形成が図られるようになった一方で、景観行政団体への移行ができていない市町村もあり、取組みに差が生じてきています。
- 広域的な観点から景観形成を促進するためにも、協議会の活動を更に活性化し、市町村と連携して取組みを進める必要があります。

3 公共事業に関する取組み

- 公共事業が地域の景観づくりの手本となるよう平成 11 年に「大阪府公共事業景観形成指針」を策定（改正：平成 20 年）し、良好な景観形成に努めてきましたが、大阪府では、景観に寄与するものかどうかを判断する P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルが確立されておらず、公共事業を景観面で評価する仕組みを検討する必要があります。

4 屋外広告物規制との連携による取組み

- 景観行政と屋外広告物規制との連携を図るため、平成 23 年に景観計画区域内で規制を実施しました。
- 地域における公共的な取組みに資するため、平成 27 年には公共施設にかかる規制緩和を実施しました。
- 平成 28 年からは百舌鳥・古市古墳群周辺地域の景観形成を図るため、規制強化を実施しました。
- 今後も景観施策等と連携しながら取組みを進める必要があります。

5 公民協働の景観まちづくりの取組み

- 景観上優れた建築物やまちなみを表彰する大阪都市景観建築賞（愛称「大阪まちなみ賞」）の実施により、事業者や府民等の都市景観への意識の高揚に努めてきました。
- 府民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めるため、平成 6 年に「大阪美しい景観づくり推進会議」を設置し、美しい景観づくりの府民運動として展開してきました。
- 府民の景観まちづくりへの関心や意識の向上が見られ、地域が主体となって景観資源を活かしたまちづくりの取組みの事例が広がりつつあります。
- 今後も地域主体の景観まちづくりを進めるために、推進会議の活動などを通じて、良好な景観と住みよい環境を形成するルールづくりやまちづくりのための担い手の育成などの取組みを進める必要があります。

■ 大阪府における景観行政の歩み

年		景観行政にかかる主な動き
昭和	56 (1981)	『大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）』を発足
	61 (1986)	『大阪府建築美観誘導検討委員会』を設置、建築美観誘導の考え方や基準について提言を受ける
	62 (1987)	『大阪府建築美観誘導推進協議会』（府・市町村会議）を設置、検討委員会の提言をもとに協議
平成	4 (1992)	『美しい景観づくり府民会議』を設置、府の景観づくりの目標像などについて知事への提言検討 『美しい景観づくり連絡調整会議』（庁内会議）を設置
	5 (1993)	府民会議より『美しい世界都市大阪の実現に向けて』の提言を受ける
	6 (1994)	府民会議の提言を受け、景観づくり活動を府民運動として展開するため『大阪美しい景観づくり推進会議』を設置
	7 (1995)	府民会議の提言を受け、『大阪府都市景観ビジョン』を策定
	8 (1996)	『大阪府建築美観誘導推進協議会』（府・市町村会議）を『大阪府景観形成誘導推進協議会』に改称
	10 (1998)	『大阪府景観条例』を制定
	11 (1999)	『大阪府景観形成基本方針』、『大阪府公共事業景観形成方針』を策定
	12 (2000)	大阪府景観条例に基づく景観形成地域を指定（中央環状線・国道423号・308号・26号） 『大阪府公共事業景観形成指針ガイドライン』を策定
	13 (2001)	景観形成地域を指定（外環状線）
	14 (2002)	景観形成地域を指定（国道171号）
	15 (2003)	景観形成地域を指定（淀川）
	16 (2004)	景観法が制定される
	20 (2008)	『大阪府景観条例』を改正 『大阪府景観形成基本方針』、『大阪府公共事業景観形成指針』を改正 『大阪府景観計画』を策定
	21 (2009)	大阪府景観計画を改訂「道路軸の追加」
	22 (2010)	大阪府景観計画を改訂「河川軸、山並み・緑地軸の追加」
	23 (2011)	大阪府景観計画を改訂「湾岸軸の追加」 景観計画区域内での屋外広告物規制の実施
	24 (2012)	大阪府景観計画を改訂「歴史軸の追加」（枚方宿、山中宿を重点地区指定） 「グランドデザイン・大阪」を策定
	27 (2015)	公共施設にかかる屋外広告物規制緩和の実施
	28 (2016)	「グランドデザイン・大阪都市圏」を策定 百舌鳥・古市古墳群周辺地域の屋外広告物規制強化の実施
	30 (2018)	「都市景観ビジョン・大阪」を策定

大阪府内に点在する自然、歴史・文化、地域の個性などの景観資源を守り、創り、育て、活用し、きらりと光る個性豊かで、多彩な大阪の魅力を更に高め、世界に発信していくことで、多くの人々を惹きつける「きらめく世界都市」として、大阪を発展させていく必要があります。

また、大阪の魅力を更に高め、質の高い、生活文化に根ざした個性的で優れた景観とすることにより、そこに住む人々に誇りと愛着をもつことができる生活空間を創造していく必要もあります。

これらをふまえて、府の景観形成の基本目標を定めます。

■ 基本目標

『 きらめく世界都市・大阪の実現 』

○山並み、河川、海などの地形や歴史・文化を活かした都市空間の創造

○水辺や緑に親しみ、地域の個性を活かした生活空間の創造

○みんなでつくる多彩な魅力と賑わいがあふれる、おもてなし空間の創造

■ 基本方針

1 広域的な視点（大景観・鳥の目）で景観づくりに取り組みます！

府県を越える北摂、生駒、金剛・和泉葛城などの山並み、淀川や大和川といった河川、大阪湾、歴史的街道、広域幹線道路、ニュータウン、大規模公園緑地などにおいては、大阪府が中心となって関係自治体と連携して守り、育て、活かし、愛でる大阪の景観づくりを推進していきます。



河川における景観づくり



広域幹線道路における景観づくり



歴史的街道における景観づくり

2 地域や身近な（小景観・虫の目）景観づくりに取り組みます！

川、公園、樹木、歴史的建造物などの地域の個性を活かし、人々の生活や文化活動に根ざした、人々が親しみやすく個性豊かな身近な景観づくりを市町村と連携して推進します。



公園等の地域の個性を活かした
景観づくり



歴史的建造物など地域の個性を活かした
景観づくり



人々の生活等に根ざした
景観づくり

3 みんなで景観をつくり、守り、育て、活かします！

大景観から小景観に至るまで、府民、民間事業者、来訪者、行政などの様々な主体が連携し、誇りと愛着（シビックプライド）を持って快適に暮らし、過ごすことができるとともに、人々を惹きつけ、安全で魅力と賑わいのある大阪の景観をつくり、守り、育て、活かしていきます。



景観まちづくりの
担い手の育成



様々な主体が一体となった
景観まちづくり



魅力と賑わいのある
おもてなし空間の創造

Ⅵ 大阪がめざす景観づくりの方向性

大阪の景観特性に応じた5つの軸（道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸）と土地利用を踏まえた景観づくりに取り組みます。

■ 道路軸の方向性

- インフラ自体が良好な景観を構成するとともに、道路等からの眺望景観を阻害する要因を排除し、良好な景観をめざします。
- 道路とその沿道の諸要素（沿道建築物、屋外広告物等）が調和し、かつ一体となって個性を表現する良質な沿道景観の形成に努めます。
- 緑の質や連続性に配慮し、街路樹の整備や沿道敷地の緑化等により魅力ある沿道景観の形成に努めます。

■ 河川軸の方向性

- 河川に対する眺望や、河川を意識した良好な景観をめざします。
- 河川環境を維持・保全するとともに、河川の水・緑を活かした空間・ネットワークの形成など賑わいある親水空間づくりに努めます。

■ 山並み・緑地軸の方向性

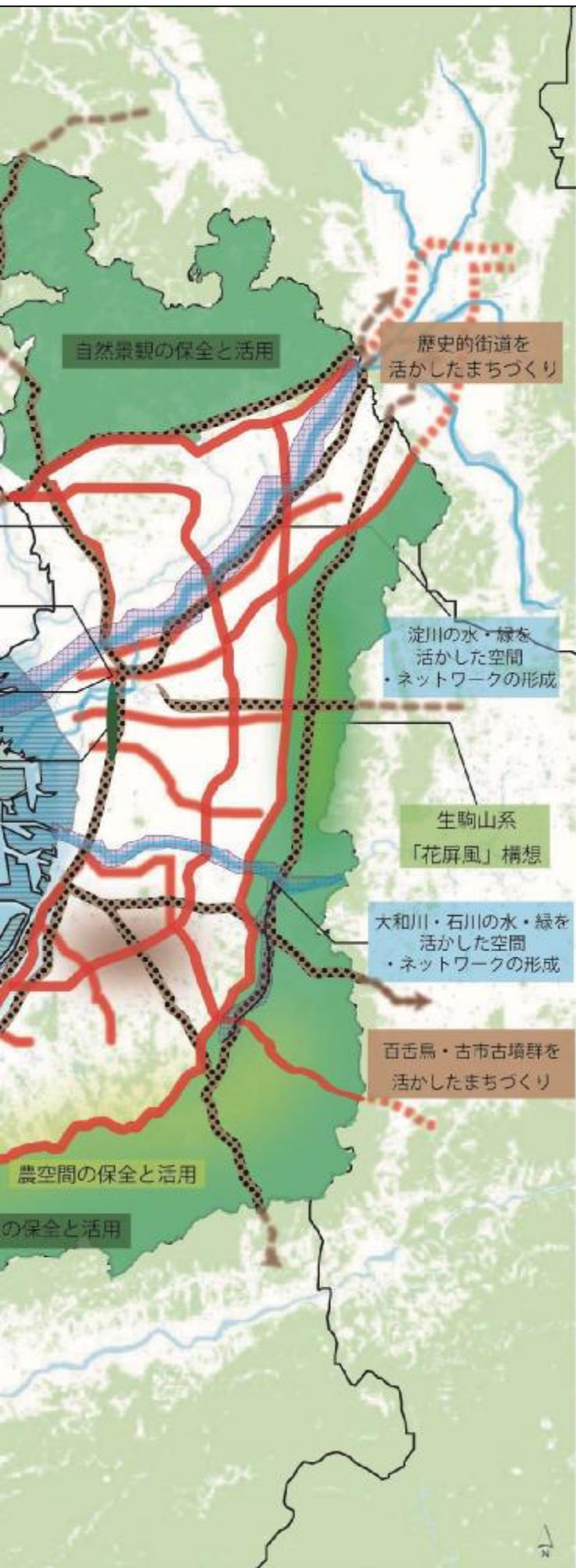
- 山頂、山稜、山際線や市街地に連なり、その背景となっている丘陵、段丘の斜面緑地、農地を保全・育成し、魅力ある都市空間をめざします。
- 山並み・緑地の自然環境を維持・保全するとともに、自然環境を活かした観光ルートの形成などを進め、魅力ある都市空間をめざします。
- 緑の質や自然生態系、地域の自然、歴史文化等を意識した、人々に親しまれる公園運営等による景観の形成に努めます。



■ 湾岸軸の方向性

- 大阪湾の自然環境等を維持・保全・活用した、魅力ある都市空間をめざします。
- 沿岸への眺望、親水空間づくり等、海辺を意識した景観の形成に努めます。





■ 歴史軸の方向性

- 歴史・文化遺産等の魅力ある歴史資源を守り、育て、活かし、歴史的な雰囲気が残る周囲の環境も含めた魅力ある都市空間をめざします。
- 歴史資産のネットワークの形成を図り、それらを活かした観光ルートの形成等を進め、賑わいの創出に努めます。



歴史的街道



古墳（堺市提供）

■ 土地利用の方向性

- 自然、風土、歴史、伝統・文化等の地域の個性を活かし良好な生活空間や地域に愛着をもって住むことができる景観の形成に努めます。
- 都心部においては、豊かなみどり空間の創出やエンターテインメント機能の充実等により、国内外の人々を惹きつけ、賑わいと魅力ある都市空間をめざします。
- 大規模開発、密集市街地やニュータウンの再生など、まちの更新に伴う景観の変化を契機として、地域の良い景観の形成に努めます。
- 郊外市街地や農山村におけるみどりなどの自然環境や古民家など、地域に存在する様々な資源を保全・活用して、魅力的な地域の形成に努めます。
- 多くの人々が集散する交流の拠点については、地域の顔として地域の特性や文化が感じられる、玄関口にふさわしい都市空間をめざします。



都心部



農山村

■ 夜間景観の活用

- 臨海部のコンビナート、都心のイルミネーション、歴史的なまちなみと調和した照明など、地域にふさわしい多様な夜間景観を活用することにより、賑わいと魅力ある都市空間をめざします。

Ⅶ 景観特性に応じた取組方針

■ 道路軸

都心を中心に放射状に伸びる国道1号、国道26号、中央大通りなどの広域幹線道路と、これらを互いに結ぶ大阪中央環状線、大阪外環状線などの環状道路について、周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを意識した景観の形成を図ります。

市街地の道路にあっては、道路とその沿道の諸要素が調和するとともに、街路樹や植栽等の連続性に配慮し、秩序ある景観の形成を図ります。

山の裾野にある道路は、山並みへの眺望と緑の連続性の確保を図ります。

高架道路等においては、高架構造物の形状の工夫や高架下の緑化等により周辺環境に配慮するとともに道路から見える良質な眺望景観の形成を図ります。

鉄軌道沿線では、鉄軌道敷、道路や宅地の緑が連続するなど、地域の個性や特徴を意識した沿道景観の形成を図ります。

〔重点項目〕

○道路などの公共空間と沿道の民有地を一体的に緑化する「みどりの風促進区域」の取組みを進め、緑あふれる沿道景観の形成の促進に努めます。

○景観誘導等と併せた屋外広告物規制による良好な景観形成の促進に努めます。

○市街地の幹線道路等において、無電柱化の促進に努めます。



広域幹線道路



高架道路



鉄軌道

■ 河川軸

淀川や大和川などの他府県にまたがる河川について、川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど、川との関係を活かした景観を形成するとともに、地域の特性や自然との共存、安全性に配慮した親水空間づくり、河川沿いの緑地の保全、堤防や河川敷、沿岸敷地等の緑化等の促進を図ります。

また、河川周辺の建造物は、水と緑の空間と背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮するとともに、川に沿って緑の帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観の形成を図ります。

〔重点項目〕

○河川とその周辺の諸要素（橋梁、道路、建物等）については、水辺への眺望と水上交通等の水辺からの眺望に配慮し、川辺を意識した沿岸景観の形成に努めます。

○淀川とその沿川の枚方宿、守口宿、芥川宿などの河川沿川の歴史・文化等のストーリー性を楽しめる景観資源の発掘、活用にあつめます。



河川公園



都市部の河川空間



山間部の川辺空間

■ 山並み・緑地軸

大阪の三方を取り囲む北摂、生駒、金剛・和泉葛城の山々について、市街地の背景としての山系を意識した景観を形成するとともに、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観の形成を図ります。

山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全による緑豊かな景観の形成を図ります。

山間部では山並みと一体となった田園風景を守り、育成を図ります。

公園・緑地等は地域における交流の拠点として、緑豊かな空間を形成するとともに、周辺の緑との連続性、ため池や川、海などの水辺との連続性に配慮した景観の形成を図ります。

〔重点項目〕

○山林や里山などの適切な維持管理を実施し、緑豊かな空間の形成と良好な山並み景観の形成に努めます。

○市街地の借景となる山並み、丘陵や段丘の斜面については、市街地からの見え方を意識した景観の形成に努めます。

○生駒山系においては、「生駒山系花屏風」構想を進め、四季折々の彩りあふれる山並み景観の形成に努めます。

○大規模公園緑地や街路樹などは、周辺の緑との連続性に配慮した景観形成に努めます。



市街地の借景となる山々



山間部の景観



丘陵部の景観

■ 湾岸軸

大阪湾周辺において、湾岸地域に立地する施設は海辺を意識した景観の形成を図ります。

湾岸北部では、海外からの玄関口にふさわしい賑わいと憩いのある景観の形成を図ります。

湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観の形成を図ります。

〔重点項目〕

○自転車や水上交通等から見る湾岸部の景観に配慮し、ベイエリア全体の眺望を楽しむことができる（泉州サイクルルート構想など）魅力ある景観の形成に努めます。



湾岸北部の景観



湾岸南部の景観

■ 歴史軸

竹内街道や熊野街道、京街道、能勢街道等の歴史的な雰囲気が残る街道沿道のまちなみについては、周囲の環境と調和した景観の形成に努めます。

富田林寺内町や枚方宿など伝統的なまちなみがまともに残る区域については、各地域の特色や歴史をふまえた、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

歴史的な建造物、遺構、まちなみ等の歴史的遺産の景観拠点を継承・活用するとともに、周辺地域では景観拠点と調和した景観の形成を図ります。

〔重点項目〕

○古民家や道標などの景観資源を保全、活用し、人々に誇りと愛着をもたらす地域の景観の形成に努めます。

○歴史的まちなみを保全する地域において無電柱化の促進に努めます。

○百舌鳥・古市古墳群周辺においては、屋外広告物規制の実効性を高め、魅力ある景観の形成に努めます。



歴史的まちなみ



歴史的建築物

Ⅶ 景観特性に応じた取組方針

■ 土地利用

地域の土地利用の特性に応じた、きめ細やかな景観の形成に取り組みます。

大阪市を中心とした都心部においては、高度な都市機能の集積地にふさわしい高質で、緑豊かな都市空間の創出を図るとともに、建物の位置や高さ、看板の位置や大きさ等において、一定のルールに基づき、規律をもった賑わいの演出を感じる景観の形成を図ります。

千里・泉北ニュータウン、大規模開発地、密集市街地等においては、まちの更新を契機に良好な市街地住宅の供給と住環境の整備、地域をリードする良好な景観の形成を図ります。

集落、農地、里山等においては、棚田、ため池や古民家等の貴重な歴史・文化資源を保全、活用し、親しみのある田園景観の形成を図ります。

大阪駅、関西国際空港や大阪港など、交通の拠点を構成する建築物や広場等においては、それぞれがデザインに配慮するとともに、周辺も含めて調和し、個性が感じられる景観の形成を図ります。

大規模建築物や公共施設等においては、周辺景観との調和や地域性を活かしたデザイン、敷地の緑化等、地域の手本となるような景観の形成を図ります。



都心部のビル群



市街地住宅



集落、農地、里山



交通の拠点

〔重点項目〕

○大規模開発等において無電柱化の促進に努めます。

○建物敷地のオープンスペース等を活用し、魅力ある景観の形成に努めます。

○市街化調整区域における土地利用に当たっては、周辺の環境に配慮した景観形成の誘導に努めます。

■ 夜間景観

幹線道路沿いの建築物や屋外広告物は、夜間のまちの美しさを演出するデザインとなるよう誘導します。

河川の橋梁や水際の構造物等のライトアップなど、夜間も景観資源を楽しめるような魅力的な景観の形成を図ります。

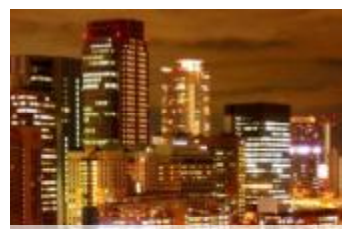
山から見る市街地の夜景を楽しむことができるよう、視点場の発掘・整備や視点場からの眺望への配慮等を図ります。

臨海部のコンビナートがつくりだす魅力的な夜間景観を意識し、観光まちづくり施策に活かすとともに、周辺地域では港の美しさの演出を図ります。

都心のイルミネーションや歴史的環境を意識した照明など、地域にふさわしい賑わいの演出を感じる景観の形成を図ります。

山間部や住宅地、歴史的まちなみなどにおいては、過剰な照明を用いない、色温度に配慮するなど、心地よい夜間景観の形成を図ります。

地域の顔となる建築物や土木構造物、メインストリートの街路樹のライトアップなど、シビックプライドを向上させるような景観の形成を図ります。



都心部の夜景



コンビナートの夜景



歴史的資源を活用した夜景

〔重点項目〕

○公共施設等における夜間景観の点検と改善に努めます。

○歴史的な建造物やまちなみの夜間照明では色温度に配慮するなど、地域に相応しい夜間景観の形成に努めます。

○臨海部のコンビナートの夜間景観の活用方策について、市町村と連携して検討に努めます。

VII 実現に向けた視点と取組み

良好な景観形成は行政、府民、事業者等、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、共通の認識の下に、協力して取り組むことが必要です。

また、まちづくりの結果として良好な「景観」を手に入れることができるため、景観法、景観条例による直接的な景観施策だけではなく、多様な施策・事業をパッケージ化して、総合的、計画的かつ効果的に推進します。

そのため、以下の視点と取組みによりまちづくりを進めていきます。

1 民間が主体的に景観づくりに取り組み、積極的に投資できる環境をつくる

- 方針・計画の提示
- 適切な規制誘導による景観づくり
- 公的資産の民間開放
- 公民連携のプラットフォームづくり

2 公共事業の実施にあたっては、地域の景観づくりの模範となるよう努める

- 公共建築物の景観への配慮
- 都市インフラや面的開発の景観への配慮
- 公共事業における景観面での PDCA サイクルの確立

3 景観づくりの担い手を育成し、大阪の魅力を創出し、発掘する

- ビュースポット（視点場）の発掘と情報発信
- 市町村の景観行政団体化の促進
- 担い手の育成と景観まちづくりの継続

Ⅶ 実現に向けた視点と取組み

1 民間が主体的に景観づくりに取り組み、積極的に投資できる環境をつくる

景観は、府民・事業者の活動の積み重ねにより形づくられていることから、民間が景観形成に果たす役割は非常に大きいものです。そのため、適切な規制誘導を実施するとともに、良好な景観形成に向けて民間が主体的にまちづくりに取り組める環境づくりを行うなど、以下の視点で取り組みます。

○ 方針・計画の提示

- ・都市景観ビジョン・大阪や、大阪府景観計画、歴史的街道沿いや河川などを活かしたまちづくりの戦略、みどりを盛り込んだ都市空間創造のための推進戦略など、大阪府が中心となり関係自治体と連携して民間が投資しやすいよう、広域的な景観づくりやまちづくりの方針・計画を掲示します。

○ 適切な規制誘導による景観づくり

①まちづくり団体の認定や景観協定等と連動した規制誘導の検討

- ・景観協定や建築協定、緑地協定などの地域の自主的なまちづくりを推進するための様々な協定制度、地区計画、総合設計等の規制誘導の制度を幅広く活用し、認定等を受けたまちづくり団体による公開空地、良質な屋外広告物等の活用やみどりづくりなど、まちの賑わい創出と地域が自立して景観まちづくりを継続できるような制度を検討します。
- ・景観に与える影響が大きい屋外広告物については、適切な維持管理を求めるとともに、景観誘導等と併せた屋外広告物規制や、照明広告に関する知見をふまえた景観への配慮について検討します。



建築協定地区のまちなみ



公開空地等の活用



公開空地等の賑わい創出

②無電柱化等の促進策や市街化調整区域の土地利用における景観配慮の検討

- ・市町村と連携して大規模開発等における事業者に対する無電柱化の促進策や、市街化調整区域の開発許可基準等において、緑化など周辺景観への配慮事項等を検討します。

③景観上重要な建築物等の活用促進

- ・リノベーションによるまちづくりを進めるとともに、歴史的建築物の活用を促進するため、歴史的建築物等の条例による建築基準法の適用除外の制度を検討します。
- ・景観上重要な建造物又は樹木の維持、保全及び継承を図るとともに、これらを取りまく地域の良好な景観の形成のため、市町村との適切な役割分担のもと、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。



歴史的建築物のリノベーションによる活用



景観重要樹木の指定（岸和田市）

④法令に基づく景観誘導や歴史・自然環境等の保全

- ・景観法に基づく景観地区や都市計画法に基づく地域地区等の指定による景観誘導、文化財保護法等による歴史的建造物や大阪府自然環境保全条例等による自然環境の保全、空家等対策の推進に関する特別措置法による生活環境の保全など、各種法令等の制度に基づく規制誘導を引き続き実施し、良好な景観の保全等に努めます。

⑤ルール・マナーの向上による景観づくり

- ・景観を阻害する違法行為に対する指導の強化と併せて、業界や住民団体等との連携による景観阻害要因の除去活動やマナー向上のための府民運動等の展開により、まちの景観に対する意識の高揚に取り組み、良好な景観の形成と維持に努めます。

○ 公的資産の民間開放

①公共空間の民間開放による賑わいづくり

- ・河川、船着場、道路、公園等の公共空間の利活用を促し、賑わいある都市空間の創造を推進します。

②景観資源を活かした賑わいの創出

- ・夜間景観等も含めた一層の景観資源の発掘や水上交通等からの景観を更に楽しむための仕組みを検討します。

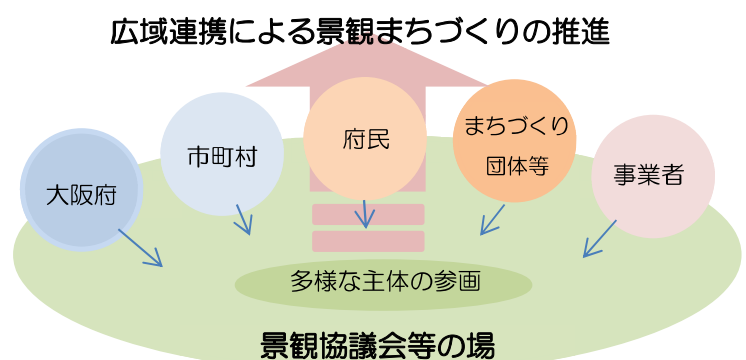
○ 公民連携のプラットフォームづくり

①景観協議会等のまちづくり団体のプラットフォームづくり

- ・歴史的街道や河川などを活かした広域連携によるまちづくりを進めるため、行政と府民・事業者等のまちづくり団体が連携するプラットフォーム等の体制づくりに取り組みます。
- ・広域連携による景観まちづくりを推進するため、地域における景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者が協議・調整を図る場として、景観協議会等の組織設立を図ります。



まちづくりのプラットフォーム



広域連携による景観まちづくりの推進イメージ

②景観まちづくりに関する府民運動の展開

- ・大阪美しい景観づくり推進会議等の活動の活性化を図り、景観まちづくりに関する意識啓発や府民の交流・情報交換活動を促進し、景観まちづくりに関する府民運動の更なる展開を図ります。

2 公共事業の実施にあたっては、地域の景観づくりの模範となるよう努める

公共事業が地域の景観に与える影響は大きいため、事業の実施にあたっては、公共自らが景観形成の模範となるよう以下の視点で取り組みます。また、自らの事業が景観形成に寄与するものかどうかを確認する仕組みづくりを検討していきます。

○ 公共建築物の景観への配慮

① 地域景観をリードする施設づくり

- ・周辺環境やまちなみとの調和などに配慮するとともに、適切で多様な人材の活用やコンペ等の採用等により、空間的ゆとり、美しさなどを備えた府民に親しまれる施設づくり、地域の景観をリードする美しい施設づくりに取り組みます。

② 屋外空間における景観づくり

- ・敷地のオープンスペースを活用し、人々が親しみをを感じる緑あふれる施設づくり、夜間景観にも配慮した魅力ある屋外空間づくりや、公共事業の実施に伴う無電柱化の促進に取り組みます。

○ 都市インフラや面的開発の景観への配慮

① 道路・鉄軌道の景観づくり

- ・道路や鉄軌道の構造物が景観に及ぼす影響に配慮するとともに、緑豊かな街路樹、安全で安心して歩きやすい歩道、電柱・電線のないすっきりした道路、地域特性に応じたデザインの駅舎など、快適で魅力ある道路・鉄軌道づくりを沿道・沿線のまちづくりと一体となって進めます。

② 水辺の景観づくり

- ・河川や湾岸部においては、水辺を活かした景観づくりを進め、親水護岸、人工磯や文化・レクリエーション施設の整備等、府民に親しまれる水辺空間の保全・整備等に取り組みます。

③ 緑の景観づくり

- ・公園や緑地においては、地域にふさわしいみどり、季節を感じる花等、緑の質やつながり、見え方についても配慮するとともに、賑わいづくりなど地域ニーズに応じた活用を図ります。

④ 夜間の景観づくり

- ・賑わいづくりなどの活用を図るメインストリートや歴史的街道周辺、水辺空間や大規模公園緑地などにおいては、夜間景観にも配慮した空間づくりに努めます。

⑤ 面的整備エリアの景観づくり

- ・都市再開発等の大規模な面的整備エリアにおいて、新たな都市の顔にふさわしい景観に配慮したまちづくりを推進します。また、民間木造住宅が密集する地区等においては、良好な市街地住宅の供給と住環境の整備・改善及び防災性の向上を図るとともに、良好な景観形成を推進します。

⑥大規模構造物等の景観誘導

- ・高架道路や橋梁など大規模土木構造物については、景観に及ぼす影響が大きいいため、景観法に基づく届出対象行為への追加等を検討し、良好な景観形成への誘導を図ります。



道路の景観づくり



面的整備エリアの景観づくり

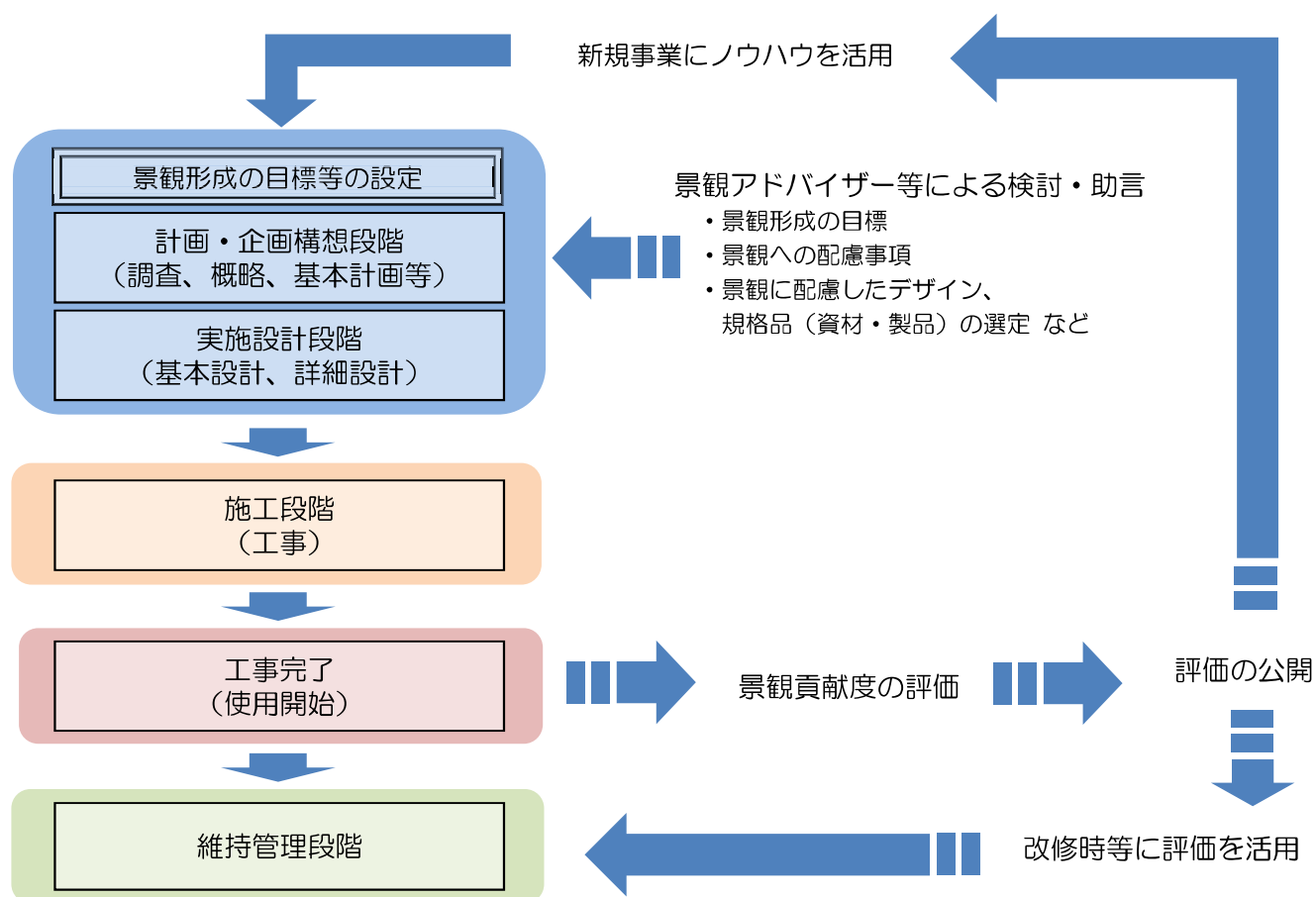


大規模構造物等の届出追加等の検討

○ 公共事業における景観面でのPDCAサイクルの確立

①有識者等との連携による仕組みづくり

- ・公共事業の実施にあたり景観を意識する機会を設けるため、景観アドバイザー等の有識者による助言や景観面からの評価等の仕組みを市町村と連携しながら検討します。



公共事業のPDCAサイクルのイメージ

- ・民間が実施する大規模事業等についても、公共事業と同様に景観面からの評価の仕組みの検討に努めます。

②庁内連携の促進

- ・庁内の関係各課で構成する「美しい景観づくり連絡調整会議」を活用し、景観に関する検討を特別なものととらえず、景観を意識することがあたりまえとなる組織風土づくりに努め、様々な景観施策が連携して、総合的、計画的、かつ効果的に景観形成に関する取組みを推進します。

3 景観づくりの担い手を育成し、大阪の魅力を創出し、発掘する

良好な景観形成については、継続的に取り組む必要があります。そのためには、人々が景観に対して関心を持ち、積極的に景観に関するまちづくり活動に参画し、自らが主体となって継続的に取り組めるような体制づくりが必要であるため、以下の視点で取り組みます。

○ ビュースポット（視点場）の発掘と情報発信

- ・人々が景観に対して関心を持ち気軽に景観づくりに参画できるよう、市町村や景観サポーター等と連携しながら、季節や時刻の変化にも着目した地域の優れた景観資源を発掘します。
- ・ホームページやSNSなどを活用した、効果的な景観資源の情報発信方策について検討します。



景観サポーター等による景観資源の発掘



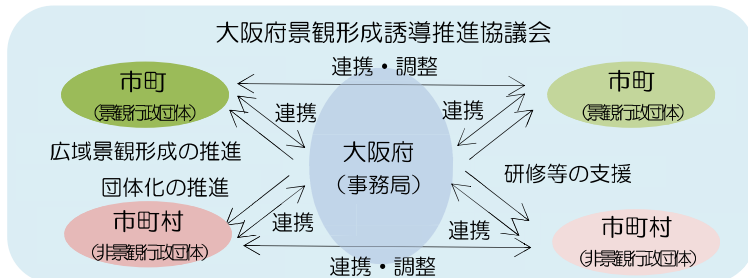
ビュースポット（視点場）の発掘

○ 市町村の景観行政団体化の促進

- ・地域に根ざした景観形成を進めるため、大阪府景観形成誘導推進協議会における景観行政に関するセミナーや研修会、意見交換会等、景観に関して実践的に学習できる機会を通じて、市町村の景観行政団体化とまちづくりに携わる職員の人材育成に努めます。



市町村職員の研修



大阪府景観形成誘導推進協議会の体制イメージ

○ 担い手の育成と景観まちづくりの継続

① 景観に対する関心づくり

- ・府民や事業者が気軽に景観づくりに参加できるよう、大阪都市景観建築賞やおおさが優良緑化賞などの表彰制度や、学校や地域社会における景観学習、大学等と連携したまちづくり・ワークショップの実施等による府民の景観に対する関心づくりに取り組みます。
- ・良好な景観の保全・整備の推進を図る公益法人等を景観整備機構に指定し、同機構が実施する景観づくりのセミナーやまちあるき、イベント等の開催・周知を通じて景観に対する意識の高揚を図ります。



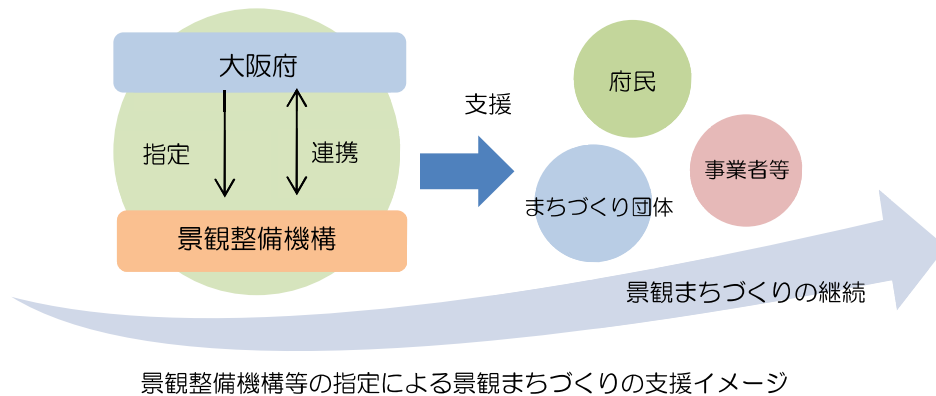
表彰制度の実施（大阪都市景観建築賞）



まちあるきイベント等の開催

②地域が自立した景観まちづくりの推進

- 景観まちづくりを支援する景観整備機構や、公共による様々な助成制度の活用などにより、景観まちづくりの初動期支援を行い、地域が主体となり自立して、継続的に景観まちづくりに取り組めるようなエリアマネジメント活動を推進します。
- クラウドファンディング制度の活用事例の紹介や、資金調達等の制度の紹介などを通じ、地域が自立したまちづくりに取り組めるよう図ります。



③大阪美しい景観づくり推進会議の活性化

- 大阪美しい景観づくり推進会議の活動の活性化を図り、景観まちづくりに関する府民間の情報交流や情報交換活動を促進し担い手の育成につなげます。



景観まちづくりに関する講習会の実施



事例見学会の実施

④アドプト制度による景観まちづくりの推進

- 府民や事業者の協力のもと、アドプト制度の活用などにより、街路や河川、森林や里山などを適切に維持管理し、その美観の維持に取り組みます。



アドプトロード

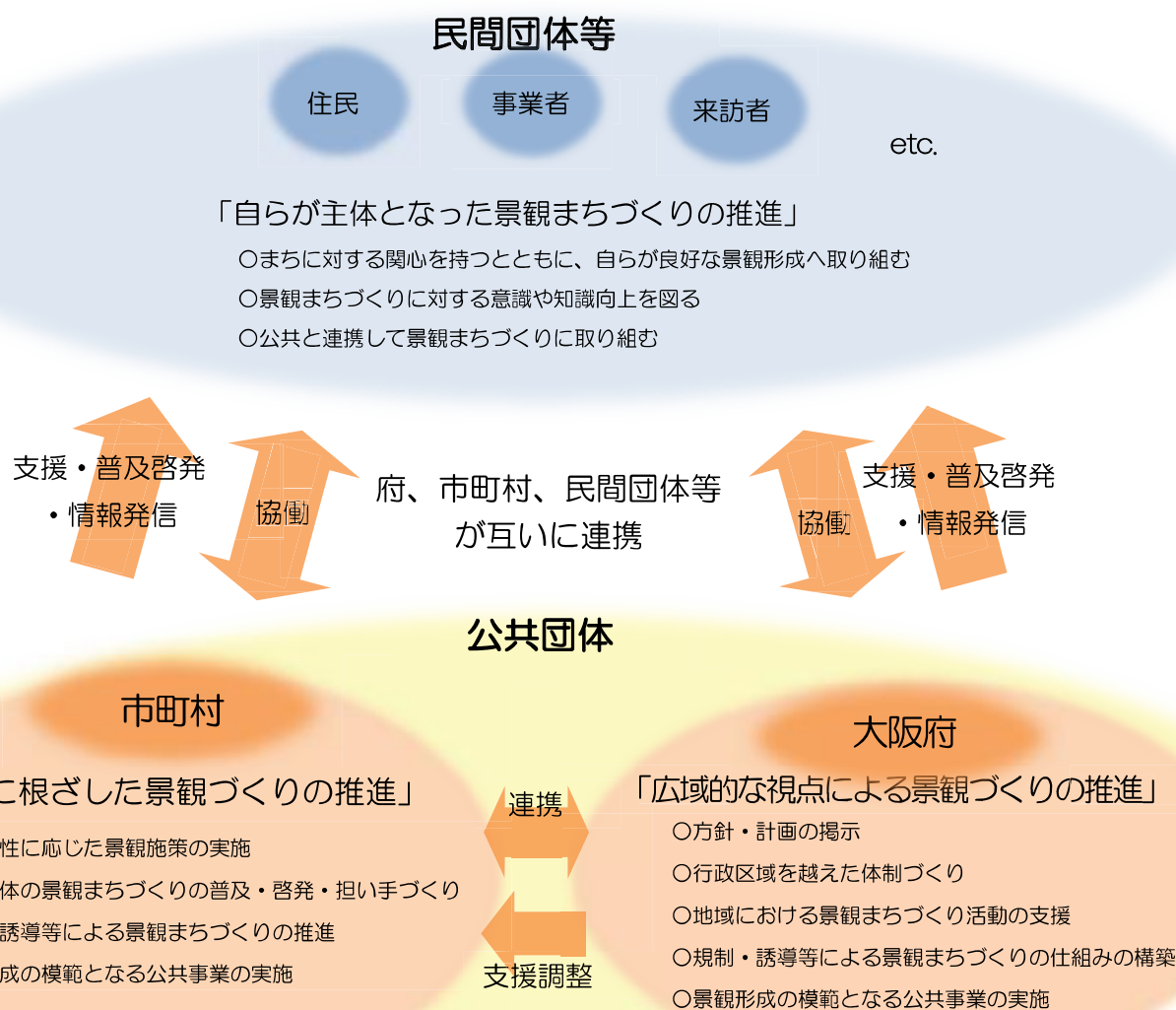


里山活動

IX 景観まちづくりの推進体制

○府民共通の資産となる良好な景観の形成のためには、「府民・事業者、来訪者などの民間団体等」、「市町村」、「大阪府」がそれぞれの役割を十分に認識し、連携して取り組みます。

○地域に根ざした良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係することからもっとも住民に近い基礎自治体である市町村の役割が重要です。そのため、大阪府は市町村の景観行政団体化を推進するとともに、行政区域を越えた広域的な景観形成の推進と、市町村の景観行政の支援調整に努めます。



X フォローアップと評価・検証

○本ビジョンについては、社会経済情勢や景観づくりを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、必要に応じて見直しを実施します。

○景観づくりに関する事業や取組状況については、フォローアップ、評価・検証する仕組みをつくり、その結果を取組みに反映していきます。

<用語の解説>

■アドプト制度

地域の住民が身近な道路、河川などの公共スペースを「自分のこども」のように愛着をもって、清掃、緑化活動などを行い、まちの魅力向上につなげていくことを目的とした制度。

■美しい景観づくり連絡調整会議

景観づくりを総合的、かつ効果的に推進するため平成4年に設立。景観まちづくりに携わる大阪府庁内関係室課で構成。

■エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み。

■大阪美しい景観づくり推進会議

府民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、ともに協働して景観づくりに取り組むことにより、大阪の豊かで世界に誇れる美しい景観づくりを府民運動として展開していくことを目的に、平成6年に設立。参画団体の自発的な景観づくり活動、府民間の情報交流・情報交換活動等を行なっている会議。

■大阪都市景観建築賞

大阪府、大阪市、大阪府内の建築団体の共催で個性と風格のある都市景観の形成のために、景観上優れた「建物」、「建物を中心としたまちなみ」を表彰するもの。

■大阪府景観形成誘導推進協議会

大阪府および市町村が行なう景観形成および保全のための規制、事業、方針等の立案など景観行政に関して、相互の理解と把握、および協力、調整を行なうため、施策の調査・研究、情報交換、協議等を行うことを目的に、平成8年に設立した協議会。

■大阪府景観条例

景観形成に関して、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に制定された条例。

■大阪府公共事業景観形成指針

大阪府が公共事業を実施するに当たり、良好な景観形成に積極的に貢献するために必要な事項を定めるもの。

■おおさか優良緑化賞

建築物敷地等緑化推進制度等で優れた緑化等の取り組みを表彰するもの。

■近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

■クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為のこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。

■グランドデザイン・大阪

変化し、躍動する大阪の今後の方向性を広く世界に発信するとともに、府域全域の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」に基づき、2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿をわかりやすく示したもの。

■グランドデザイン・大阪都市圏

大阪が東西二極の一極として、大きく発展していくためには、創造的な人材をはじめとする多様な人の集積や、地域のストック・ポテンシャルを最大限に活かして地域価値の創造を進め、人がいきいきと活動できる魅力あふれる都市空間となることが必要であるとの観点から、2050年を目標に、府域全体の都市空間創造に向けた大きな方向性を示すもの。

■景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行なうため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により組織される協議会。

■景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体、地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県と協議すれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会の設立・運営、景観形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行なうことができる。

■景観計画

景観法に基づき、一定の区域において、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観の形成を図ることを目的に景観行政団体が定める計画。

■景観重要建造物、景観重要樹木

景観法第 19 条・28 条に基づき景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物・樹木で景観行政団体が指定するもの。

■景観整備機構

地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として公益法人又は NPO 法人のうち一定の業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるもので、申請により景観行政団体が指定するもの。良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助や景観重要建造物又は景観重要樹木の管理など、良好な景観の形成を推進するために必要な業務を行う団体。

■景観法

都市、農山漁村における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として平成 16 年に制定された法律。

■建築協定・景観協定・緑地協定

地域住民が、自発的に地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めて、それをお互いに守りあうことを制度化したもの。

■シビックプライド

地域の住民や働く人々が、そのまちに対する「誇り」や「愛着」。

■地区計画

既存の他の都市計画を前提に、地区の実情に応じたまちづくりを誘導するため、ある一定のまとまりを持った地区を対象として、建築物等に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園等の公共施設に関する計画を一体的に定めるもの。

■ビュースポット

一般的に「視点場」の意味。大阪府の景観の取組みにおいては、府内の景観資源を美しく眺めることができる場所、自然などの眺めの良い場所だけでなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることができる場所。

■プラットフォーム

「地域協働の場」であり、行政のみならず、市民、起業、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していく住民自治の手法。景観協議会もプラットフォームの一つ。

■みどり

周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど。

■みどりの風促進区域

「みどりの大阪推進計画」に基づき指定される、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含めた区域。

■リノベーション

リフォームが新築時の目論みに近づく様に復元する修繕であるのに対し、リノベーションは新築時の目論見とは違う次元に改修する改修とされている。一般的には、建物を大幅に改修し、古い建物を新しい状態に戻すのではなく、大規模な設備更新や間取り変更などを伴い、建物に新たな付加価値を与えることを目的としたもの。

■ワークショップ

地域にかかる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な協働作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行なっていく活動。

■DID 地区

人口集中地域のこと。英訳 (Densely Inhabited District) の頭文字をとって「DID」と呼ばれる。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 4,000 人 / km² 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。



大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 調整グループ

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27 階

TEL : 06-6210-9718 FAX: 06-6210-9714

ホームページ : http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/

